

旭指監第322号
令和8年2月26日

指定障害児通所支援事業者 各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

児童通所支援事業利用後の居宅等への送りに係る送迎加算の
取扱いについて（事務連絡）

日頃から本市の福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、児童通所支援事業所が行う対象児童の送迎のうち、サービス提供後の送り先ごとの送迎加算の算定対象の該否について、こども家庭庁に疑義照会を行い、考え方の整理を行いました。

つきましては、整理した考え方を基に、次のとおりQ&Aを作成しましたので、業務の参考としていただくようお願いいたします。

なお、当該Q&Aについては、送迎加算の算定要件の該否に係る本市独自の判断は一切含まれていないこと、及び作成したQ&Aの内容は当課からこども家庭庁への疑義照会の記録ではないことを申し添えます。

- 1 児童通所支援事業利用後の居宅等への送りに係る送迎加算の取扱いに関するQ&A 別紙

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）

T e l : 0166-25-9849

Mail : shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp

児童通所支援事業利用後の居宅等への送りに係る送迎加算の 取扱いに関する Q&A

この Q&A は、当課がこども家庭庁に疑義照会を行った内容を基に、事業者の皆様の疑問の解決に資すると判断した文言及び構成により作成しております。

本市独自の判断は一切含まれておりませんが、当課からこども家庭庁への疑義照会の記録ではないことを御了知くださいますようお願いいたします。

Q1 こども家庭庁の Q&A※において、病院や日中一時支援事業所への送迎は送迎加算の算定対象とならないとされているが、保護者等の事情により、生活の場が居宅に限らない対象児童の送迎に柔軟に対応する事業所の取組は、評価してもよいと考えている。
例えば、保育所や放課後児童クラブ等の、対象児童の“居宅に替わる一時的な生活場所”となっている施設への送りについては、本加算の算定対象として問題はないか。

※ 令和6年5月17日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関する Q&A」問 37.

A1 問題はない。

単に送り先の施設の種別で判断するのではなく、質問にあったように、対象児童の生活環境を総合的に踏まえ、その送り先が当該児童の“居宅に替わる一時的な生活場所”になっているか否かで判断する必要がある。

なお、居宅以外の施設への送りを行うことにより本加算を算定する場合は、対象児童が一時的に当該施設で生活しなければならない生活環境及び当該施設に送り届ける必要性がアセスメントによって明らかにされており、保護者との合意の下、当該施設に送り届けることが個別支援計画に位置付けられている必要があることに留意されたい。

Q2 サービスの提供後に対象児童を送り届ける施設のうち、明らかに対象とならない施設にはどのような施設が挙げられるか。

A2 “帰宅”を目的とした送りではなく、例えば、何らかの福祉サービス等の“利用”を目的としたタクシー代わりのような送りについては、加算の算定対象とはならない。

したがって、塾などの習い事や病院など、“居宅に替わる一時的な生活場所”と扱うことができない施設は対象外と考えられる。

また、本加算の対象となる送迎は、個別支援計画に基づいて行われるものであることから、利用日ごとに都度送り先が変わることは想定されない。

Q3 本加算の算定対象の該否については、送り先が対象児童の“居宅に替わる一時的な生活場所”になっているか否かで判断してよいということであれば、こども家庭庁の Q&A※において日中一時支援事業所への送りが本加算の算定対象として想定されていない理由はどのようなものか。

※ 令和6年5月17日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関する Q&A」問 37.

A3 単なる預かりが児童通所支援事業の役割ではないが、療育に加え、預かりというニーズにも対応することも事業の一つの役割としているところであり、そのニーズに対応する事業所の取組を評価するために、延長支援加算という加算を拡充してきた経過があることから、放課後等デイサービスの利用後に日中一時支援事業を利用するなど、同日に同様の目的を持つ事業の併用を想定していないことが理由の一つである。

したがって、療育に加えて個別の預かりのニーズに対応することができる児童通所支援事業所の選択を促すことが対象児童及び保護者のために優先すべきであることに留意されたい。

旭川市福祉保険部指導監査課